

陳第1号

百条委員会の設置を求める陳情

1 陳情年月日 令和7年2月19日

2 陳情者

3 陳情の要旨 監査委員事務局に地方自治法第242条第1項に基づき、玉名市職員措置請求書を提出したが、同条第7項に「監査委員は、第5項の規定による監査を行なうに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」と記載されています。証拠は提出したが、陳述の機会を与えられず、却下の決定がなされました。玉名市職員の職権を利用したパワハラ行為で、法律違反です。

また請求の却下理由として「住民監査請求は、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する制度である。」と記載されていますが、地方自治法第242条第1項のカッコ内に「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。」と記載されています。よって必要な措置を講ずべきことを請求することができます。

地方自治法第198条の3第1項において「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、監査基準に従い、常に公正不偏の態度を保持して、監査等を行ななければならない。」と記載されています。

以上の状況を踏まえ、下記の陳情を行ないます。

記

- 1 玉名市議会として百条委員会を設置し、客観的、公平、公正に調査をすること。